

返戻金制度について

●返戻金制度に関する事項

- ・ 当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。

採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者次に返還するものとします。但し、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではありません。

入社辞退、退職、解雇が

入社後 1 ヶ月未満の場合：本件報酬の 80%

入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合：本件報酬の 50%

入社後 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満の場合：本件報酬の 10%